

第2章 港区の清掃事業の運営形態

1 運営形態

平成12年4月1日、地方自治法等の改正により、それまで東京都が行っていた清掃事業は港区をはじめとする23区各区が行うことになりました。

現在は、資源やごみの収集・運搬、中間処理、最終処分をそれぞれ、港区・東京二十三区清掃一部事務組合・東京都が分担して行っています。

港区 資源やごみの収集・運搬

資源やごみを区内の集積所などから集め、港資源化センター、港清掃工場や不燃ごみ処理センターといった「中間処理施設」まで運びます。



資源

ごみ



港区 (港資源化センターなど) による処理 資源の中間処理

資源から、リサイクルに不適な物を取り除き、リサイクルしやすいように圧縮・梱包などを行います。

東京二十三区 清掃一部事務組合 による共同処理 ごみの中間処理

清掃工場等でごみを燃やしたり、砕いたりして体積・重量を小さくします。

民間リサイクル 施設へ売却・処理委託 各種のリサイクル 工程

それぞれの素材に応じた再生品や原料になります。

東京都へ委託 ごみの最終処分

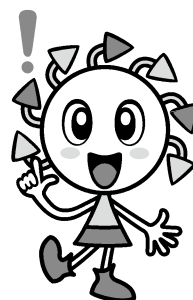
ごみを最終処分場に埋め立てます。
港区をはじめ、現在23区が使用している最終処分場は、中央防波堤外側埋立処分場・新海面処分場です。

★★エコル豆知識

東京二十三区清掃一部事務組合と東京二十三区清掃協議会

東京二十三区清掃一部事務組合は、安定的にごみの中間処理を行うため、23区が共同で設置しました。23区にある清掃工場の管理運営などを行っています（地方自治法第284条に基づく特別地方公共団体）。

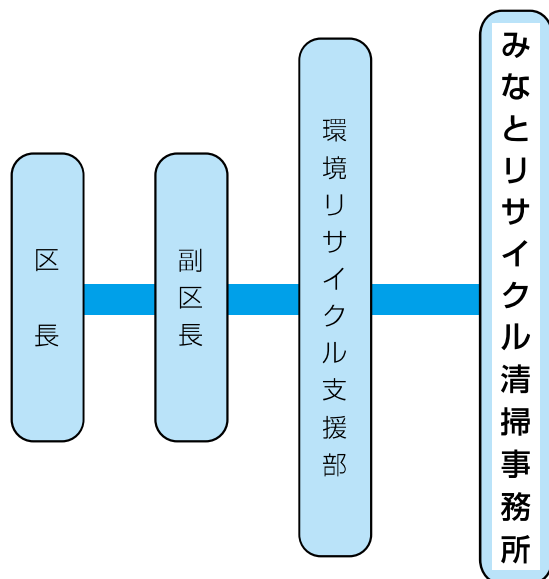
また、東京二十三区清掃協議会では、清掃車の請負契約に関する事務を行っています。（地方自治法第252条の2に基づき設置された団体）



2 推進体制

平成24年度からみなと清掃事務所と清掃リサイクル課を統合し、みなとリサイクル清掃事務所としました。これにより、清掃事業の各種計画やリサイクル推進などもみなとリサイクル清掃事務所で行うことになりました。

【組織図】



【主な業務】

計画係

- ・清掃事業に係る企画、調査、調整
- ・廃棄物処理の計画策定
- ・廃棄物処理手数料 など

労務調整担当

- ・労務調整
- ・清掃事業の調整 など

清掃事業係

- ・ごみと資源の収集運搬
- ・区民へのごみ出し等の指導
- ・清掃関連施設の運営 など

ごみ減量・資源化推進係

- ・ごみの発生抑制、再使用及び再利用
- ・港資源化センターの運営 など

許可指導担当

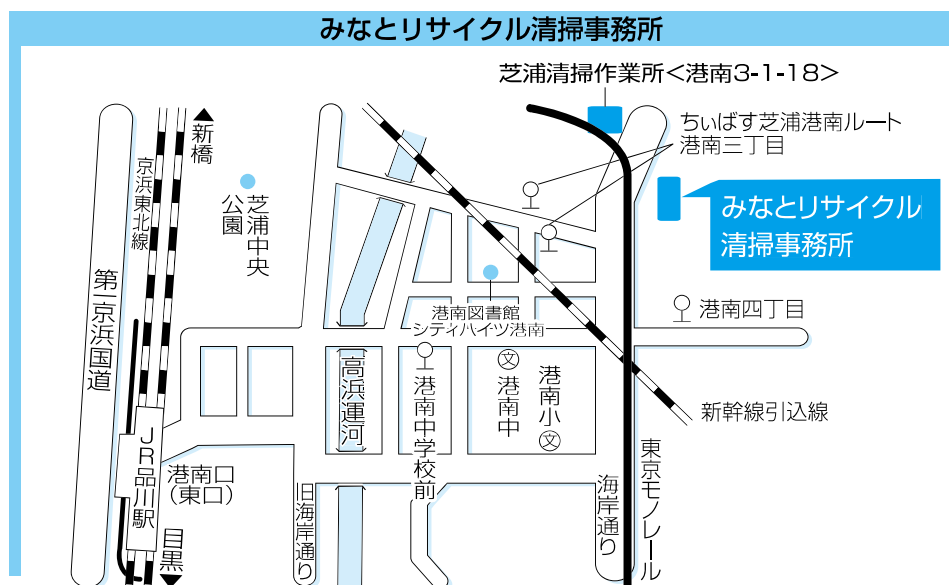
- ・一般廃棄物処理業の許可及び指導
- ・大規模事業所のごみの排出指導 など

【所在地】

みなとリサイクル清掃事務所

港区港南 3-9-59 ☎ 03 (3450) 8025

【案内図】



【清掃車両】

資源・ごみを回収・収集する清掃車両には、大型、小型及び狭小路地用の軽小型があります。

また、①直営車（区が保有する車両で運転手も区職員）と②雇^{ようじょう}上車（民間業者から運転手付きで借り上げた車両）の2種類の形態があります。



新大型特殊車



小型プレス車



小型ダンプ車



軽小型貨物車



平ボディ車



★★エコル豆知識

清掃車両には消火機能がいっぱい！？

毎日のごみを収集している清掃車両では、ごみに含まれている発火物等が原因で火災が起こることがあります。特に可燃ごみを収集しているプレス車は、火災の危険性が高いです。そのため、荷箱内で火災が起きても緊急対応できるよう、さまざまな消火機能を備えています。

炭酸ガス抑制装置SW

火災が発生した場合、この装置を操作して、荷箱内に二酸化炭素ガスを注入し、延焼を防ぎます。



消火用ハッチ

荷箱の上部にあり、開け閉めができるハッチです。火災の際には、このハッチを開けて、水を流し込んで消火します。



備え付け消火器

火災が発生した場合に備え、消火器（大）2本備え付けてあります。



第3章 きめ細かな清掃事業の展開

1 清掃事業にかかるコスト（令和5年度）

資源の回収やごみの収集など、区の清掃事業の運営にかかる経費は以下のとおりです。

【清掃事業コスト】

（単位：千円）

人件費等	1,085,567
事業経費	3,460,529
維持管理費	439,491
減価償却費	130,254
合計	5,115,841

【清掃事業に関する収入】

（単位：千円）

使用料等	424,459
国庫（都）支出金	1,532
その他収入	194,789
合計	620,780

出典・参考：港区財政レポート

※各項目の計数は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計と一致していない場合があります。

約51億1,600万円！

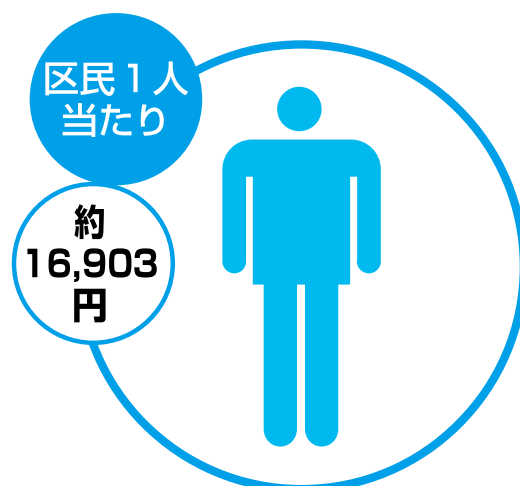


約6億2,100万円！



令和5年度のごみや資源の処理に要したコストは約51億1,600万円で、廃棄物処理手数料や資源の売却等の収入を差し引いた区民一人当たりの純コストは約16,903円（年額）となっています。

※港区人口：265,982人（令和5年10月1日現在）



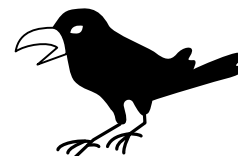
2 地域特性に応じた効率的な清掃事業

①早朝収集



カラスなどによるごみの散乱被害を防ぎ、通勤・通学前に街をきれいにするため、繁華街の地域では、商業活動が開始される前（午前7時台）にごみを収集しています。

〈早朝収集を行っている地区〉
新橋地区、六本木地区の一部



②防鳥用ネットの交付

集積所に出されたごみをカラス被害等から守るため、防鳥用ネットを交付しています。

交付場所 各総合支所・みなとリサイクル清掃事務所

交付方法 窓口等でお渡しします。

ネットの種類 大（3×4 m）、中（2×3 m）、小（1.5×1.5 m）

対象 区で収集している集積所の利用者（家庭ごみの排出者）で、防鳥用ネットの管理ができる人。

令和5年度防鳥用ネット交付実績数

（単位：枚）

種 別	枚 数
防鳥用ネット（大）	118
防鳥用ネット（中）	214
防鳥用ネット（小）	166
その他	6
合 計	504

③戸別訪問収集・粗大ごみの運び出し収集

65歳以上の方、要介護認定を受けている方、身体障害者手帳等の交付を受けている方、指定難病又は特殊疾病に罹患している方、現在妊娠中で母子健康手帳の交付を受けた方、産後1年を経過する月の前月末日までの子どもを養育するひとり親世帯の方のいずれかに該当する人のみで構成する世帯で、自力でごみ等を集積所まで搬出することが困難（粗大ごみの場合は、自力で粗大ごみを屋外（指定の場所）へ搬出することが困難）、かつ、身近に協力を得られる人がいない世帯を対象に、職員が収集日に戸別に玄関先までお伺いし、資源やごみを収集しています。

詳しくは、みなとリサイクル清掃事務所またはホームページをご確認ください。 ☎ 03（3450）8025
※職員が事前に直接訪問し、現在のごみ等の排出状況（粗大ごみの場合は、大きさや重さ、エレベーターの有無等の状況）などを確認したうえで、実施の可否を判断します。

④ふれあい指導

ごみの出し方や減量の方法などについて、区民・事業者のみなさまを訪問し、直接対話する「ふれあい」を基本とした指導を行っています。（日常の収集作業中のほか、専門の「ふれあい班」も編成しています。）

【主なふれあい指導の内容】

- 事業系有料ごみ処理券の貼付の徹底 ●ごみの容量にあった有料ごみ処理券の貼付
- 資源・ごみの分別の徹底（ごみへの資源の混入防止など） ●収集曜日の周知
- 集積所の設置・廃止・移動・相談対応 ●ごみの散乱防止など街の美観保全

令和5年度ふれあい指導等件数

（単位：件）

業 務 内 容	件 数
分別・排出指導等	1,569
不法投棄調査・収集等	4,034
集積所新設・廃止・相談等	320
臨時・ボランティア・後出し収集等	835
ネット・コンテナ・ビラ等の配布	1,737
環境学習・資源プラスチック説明等	6
戸別訪問収集	628
粗大ごみの運び出し等	952
合 計	10,081

★★エコル豆知識

ふれあい指導の取組

ふれあい指導では、主に分別や排出等のルールについて指導を行っています。



重点地域の資源・ごみ集積所のパトロールをしています。



資源・ごみ集積所に不適正に出されたごみを調査しています。



★★エコル豆知識

ペットが死んでしまった

ペットの動物死体は、25kg 未満のものに限り、1 頭につき手数料 3,000 円で引き取り埋葬します。また、自宅の敷地内に迷い込んだ動物死体や、公道上の動物死体は無料で回収します。発見場所等により連絡先が異なります。各連絡先は下記の表をご覧ください。

発見場所等	連絡先	電話番号
ペット・私有地	みなとリサイクル清掃事務所	03-3450-8025
区道上	芝地区総合支所まちづくり課	03-3578-3104
	麻布地区総合支所まちづくり課	03-5114-8815
	赤坂地区総合支所まちづくり課	03-5413-7038
	高輪地区総合支所まちづくり課	03-5421-7664
	芝浦港南地区総合支所まちづくり課	03-6400-0017
都道上	みなとリサイクル清掃事務所	03-3450-8025
	※みなとリサイクル清掃事務所の業務時間外は都道管理連絡室	03-3343-4061
国道上	国道代々木出張所(国道246号)	03-3374-9451
	国道品川出張所(国道1号、15号)	03-3799-6315



⑤大規模建築物の再利用対象物及び廃棄物保管場所の届出・指導

建物の延床面積が 1,000㎡以上の大規模建築物を建設する場合、建設者は、ごみの適正な管理をしてもらうため、計画段階で廃棄物保管場所等の場所・構造・設備の選定等について、みなとリサイクル清掃事務所との協議が必要です。

また、事業用延床面積が 1,000㎡以上の大規模建築物を建設する場合には、リサイクルを促進するため、再利用対象物保管場所の設置・届出も必要です。届出は、いずれも建築確認申請前までに提出してください。

★★エコル豆知識

大規模建築物を建設する時には

建築基準法による建築確認の申請の前までに「廃棄物及び再利用対象物の保管場所の設置届」をみなとリサイクル清掃事務所へ提出してください。

詳しくは、みなとリサイクル清掃事務所 ☎ 03 (3450) 8025



⑥事業用大規模建築物に対する指導

オフィスや店舗などから出るごみを減らし、リサイクルと廃棄物の適正処理を進めていくために、事業用大規模建築物（事業用途に供する床面積の合計が 1,000㎡以上）の所有者に対し立入検査による指導を実施するとともに、毎年「再利用計画書」の作成・提出を義務付けています。



★★エコル豆知識



廃棄物管理責任者の選任が必要です

廃棄物管理責任者とは、事業用大規模建築物（事業用途に供する床面積の合計が1,000㎡以上）において、ごみの減量、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理など、事業者の自己処理責任を果たすため、廃棄物発生状況・処理状況の把握、ごみ減量やリサイクルのためのシステム構築と運用・管理、再利用計画書の策定、行政機関との連絡などの役割を担う人です。

※事業用大規模建築物の所有者は「廃棄物管理責任者」を選び、選任した日から30日以内に「廃棄物管理責任者選任届」をみなとリサイクル清掃事務所に提出しなくてはなりません。

また、専用ウェブサイト上で、オンラインによる廃棄物管理責任者講習を実施しており、廃棄物管理責任者はこの講習を受講していただく必要があります。

専用ウェブサイト URL <https://training.minato-waste.jp>

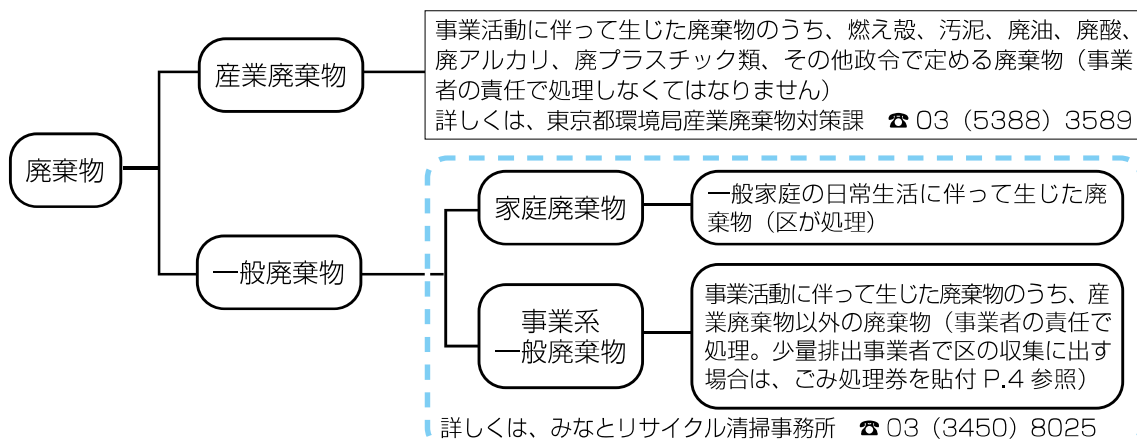
詳しくは、みなとリサイクル清掃事務所 ☎ 03 (3450) 8025

★★エコル豆知識

産業廃棄物と一般廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、「廃棄物」は、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く）と定義されています。

「廃棄物」は、次のように種類分けされます。



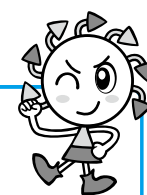
★★エコル豆知識

一般廃棄物の処理業者を探したい

処理業者をお探しの事業者の方は下記にお問い合わせいただくか、港区公式ホームページに掲載されている事業系一般廃棄物処理業者一覧をご覧ください。

港区公式ホームページ>暮らし・手続き>ごみ・リサイクル>事業者の方>事業者から出る資源・ごみ>事業者から出るごみ・資源は廃棄物収集運搬業者に収集・処理を依頼してください！>港区の許可を受けている事業系一般廃棄物処理業者>事業系一般廃棄物処理業者一覧

みなとリサイクル清掃事務所 ☎ 03 (3450) 8025



⑦小規模事業所のリサイクル推進

小規模の事業所に対しては、「みなとエコ・オフィス町内会」と「港区オフィスリサイクルシステム」を紹介し、OA 紙などのリサイクルを進めています。

小規模事業所向けリサイクルシステム参加のメリット

- ①区のごみ処理手数料より安い費用で回収されます（機密書類は除く）。
18～40 円/kg ≤ 46 円/kg（区の手数料料金）
- ②回収団体が回収日・時間の相談に応じます。
- ③回収団体が回収容器を無料でお貸しします。
- ④回収団体が回収日に事業所まで取りに伺います。

みなとエコ・オフィス町内会

対象品目

費用負担

- ①上質コピー用紙 360 円 / BOX（18 円 / kg × 20kg / BOX）
- ②再生コンピューター・コピー用紙（同上）
- ③新聞紙・折込チラシ（同上）
- ④雑誌・その他の紙 420 円 / BOX（21 円 / kg × 20kg / BOX）
- ⑤段ボール - たたんで束ねてください 23 円 / kg
- ※以下のものは、①～⑤のご依頼時に同時に回収できます。
- ⑥機密書類 - 事前にご連絡ください 40 円 / Kg
機密処理報告書を発行いたします。
- ⑦シュレッダー済古紙・ビニール袋可・空気を抜いてください 35 円 / Kg



申込み先

みなとエコ・オフィス町内会事務局代行：
株式会社この東京営業所（申込） ☎ 090（6789）8699

港区オフィスリサイクルシステム

対象品目

- ①上質紙・新聞紙(チラシ混入可)・雑誌・カタログ等(それぞれを分けて束ねてください)
- ②段ボール(たたんで束ねてください)
- ③缶(飲料用)
- ④機密書類(専用段ボール箱で回収 大きさ:約32cm×43cm×32cm)
段ボール、機密書類以外はコンテナ容器を使います。大きさ:約53cm×36cm×32cm



費用負担

(上記番号と対応)

- ①コンテナ 1 箱 = 500 円
 - ②15kg = 300 円, 25Kg = 500 円
 - ③コンテナ 1 箱 = 300 円
 - ④ 1 箱あたり 2,000 円 (溶解処理費込み)
- お支払いはチケット制です。(1 冊 5,000 円) 入会時に 3,000 円の登録手数料がかかります。

申込み先

港区リサイクル事業協同組合 ☎ 03（3442）2141
<http://www.minato-recycle.or.jp> ※一回限りの回収は受付しておりません。

※詳しくは各事務局へお問い合わせください。

第4章 し尿・浄化槽

1 し尿の収集・処理

①家庭から出るし尿

現在、区内でくみ取り便所を利用している家庭はありません。

②事業系し尿

事業所から出る、し尿が混じるビルピットの汚泥、工事現場などの仮設トイレのし尿は、全て一般廃棄物処理業者が有料で収集しています。処理業者をお探しの方は、下記にお問い合わせいただくか、港区公式ホームページに掲載されている汚泥収集業者一覧をご覧ください。

※下記「浄化槽の清掃業者を探したい」のホームページと同じです。

みなとリサイクル清掃事務所 ☎ 03 (3450) 8025

2 浄化槽の設置・管理・指導

浄化槽とは、トイレの污水や台所・洗濯などの生活雑排水の汚れを浄化処理する、小さな下水処理場のような設備です。

区では、浄化槽を管理する方や清掃業者等に対し必要に応じて指導を行い、環境衛生上問題が生じないようにしています。

なお、港区の場合、下水道の普及率がほぼ100%に達しているので、新たに浄化槽を設置することはほとんどありません。

★★エコル豆知識

港区に浄化槽っていくつあるの？

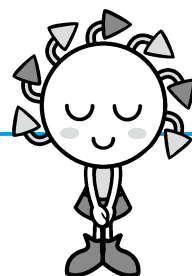
令和7年1月1日現在、22基あります。

浄化槽の清掃業者を探したい

清掃業者をお探しの方は下記にお問い合わせいただくか、港区公式ホームページに掲載されている浄化槽清掃業者一覧をご覧ください

港区公式ホームページ>暮らし・手続き>ごみ・リサイクル>事業者の方>事業者から出る資源・ごみ>し尿混じりのビルピット汚泥、工事現場等の仮設トイレのし尿及び浄化槽汚泥の処理について>浄化槽清掃及び汚泥収集運搬業者一覧

みなとリサイクル清掃事務所 ☎ 03 (3450) 8025

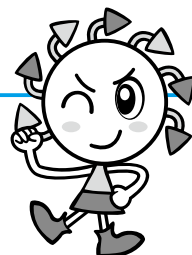


★★エコル豆知識

浄化槽の法定検査をしたい

東京都の指定検査機関までお問い合わせください。

詳しくは、公益財団法人東京都環境公社 ☎ 042 (595) 7982



第5章 環境に配慮した持続可能な社会をめざして

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄の社会から、限りある資源を循環させ、廃棄物の発生を抑制する循環型社会への転換は、全世界で共通の重要課題となっています。

また、地球温暖化問題への対応が極めて重要な課題とされており、廃棄物分野においても、低炭素社会の実現に向けた取組を進めていく必要があります。

私たちは、将来の港区、そして地球全体のために、今までの仕組みを見直し、経済・社会・環境の三つのバランスが取れた社会の実現に向け、「持続可能な開発目標（SDGs）」を共通認識に、環境に配慮した持続可能な社会をめざして循環型社会・低炭素社会形成への統合的な取組を推進していかなければなりません。

1 循環型社会と低炭素社会とは

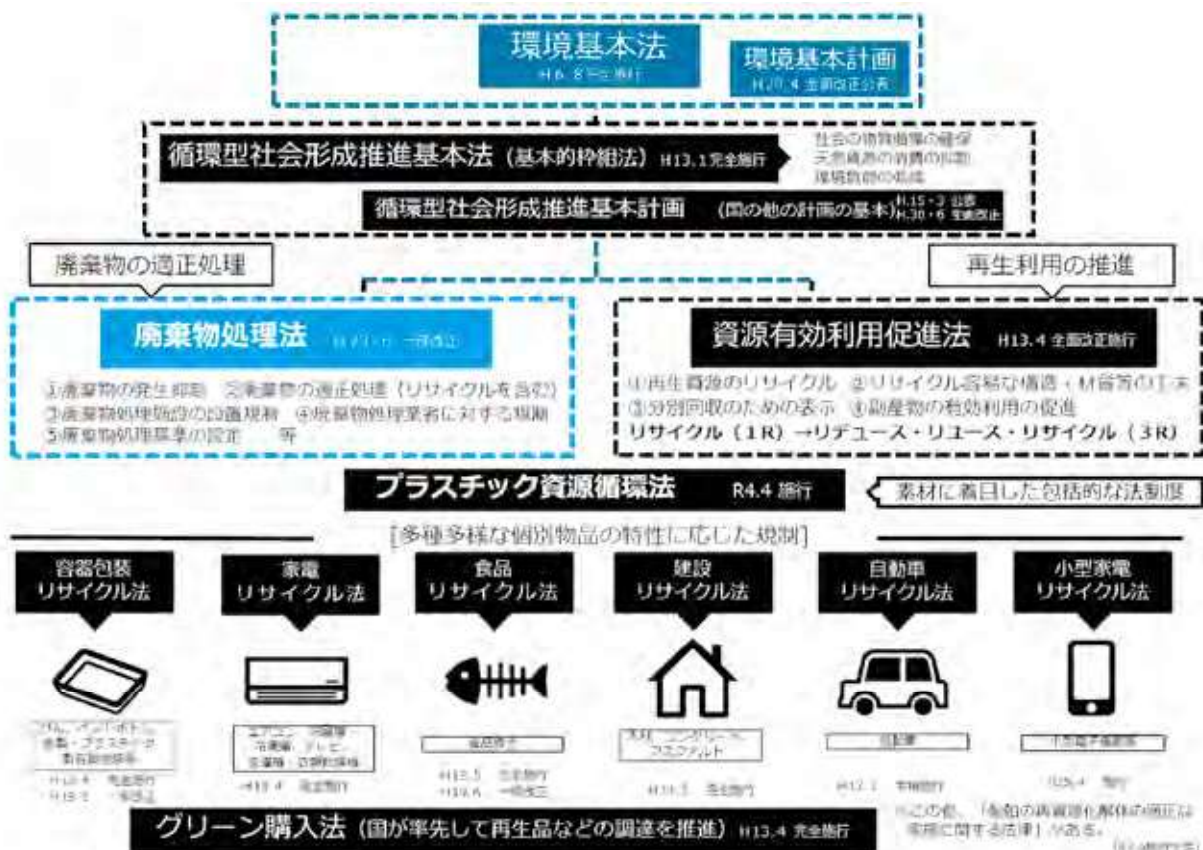
循環型社会とは、ごみの発生を抑え、資源として使えるものは利用し、利用できないもののみを適正に処分することによって、天然資源の消費を抑え、環境負荷が低減される社会のことです。

また、低炭素社会とは、ライフスタイルを変えることなどで地球温暖化の主な原因となる二酸化炭素の排出を抑える社会です。化石燃料使用量の抑制、高効率エネルギーの開発、エネルギー消費の削減、資源の有効活用等への取組が必要です。

①国の動向

国は、平成12年を循環型社会への「元年」とし、循環型社会形成推進基本法を制定するとともに、多数の廃棄物・リサイクル関連の法体系を整備し、循環型社会の形成に向けて実効性のある取組を進めています。

循環型社会形成推進基本法に関わる法体系



環境に配慮した持続可能な社会をめざして

②港区の取組

港区では、平成12年4月、清掃事業が東京都から移管されたのを契機に、「港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」「同規則」を制定するとともに、「港区一般廃棄物処理基本計画」（みなとクリーンプラン21）を策定し、ごみの発生抑制・リサイクルの推進を基本とした取組を積極的に始めました。平成20年10月からは、全国に先駆けて、全てのプラスチックを資源として回収し、資源の有効利用やごみの減量、埋立処分場の延命化、温室効果ガスの大幅な削減に寄与しています。

平成24年3月には、「港区一般廃棄物処理基本計画（第2次）」を策定し、さらなるごみの減量や資源化の推進をめざし、区有施設での古着の拠点回収や、フードドライブの実施、不燃ごみや粗大ごみに含まれる金属等のピックアップ回収、排出量の多い木製粗大ごみのパーティクルボードへの再資源化、障害者就労支援施設と連携したコード類に含まれる銅線の回収など様々な施策を展開しました。こうした取組の成果は、特別区（東京23区）で最高水準の資源化率（令和4年度29.8%）に表れています。

一方、人口の増加や都心特有の活発な事業活動を背景に、家庭や事業者が排出するごみの総量の削減や、プラスチックの可燃ごみへの混入に伴う温室効果ガス排出量の削減は思うように進みません。さらに、SDGs（持続可能な開発目標）の実現、有害廃棄物の国境を超える移動と処分に関する規制強化、食品ロスの削減や感染症、自然災害への対応といった課題も踏まえ、区は、令和3年2月に、令和3年度から令和14年度までを計画期間とする「港区一般廃棄物処理基本計画（第3次）」を策定しました（P.62参照）。

また、令和4年3月には、災害発生時の混乱した状況においても、区が災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するため、「港区災害廃棄物処理基本方針」を策定しました。

環境に配慮した持続可能な社会は、区だけでは実現できません。区民や事業者の皆さんが、それぞれの生活や企業活動を見直し、積極的かつ自発的に取り組んで、初めて実現できるものです。

「港区一般廃棄物処理基本計画（第3次）」基本理念と基本方針



★★エコル豆知識

ごみやリサイクルに関する区の条例・規則

「港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」と「同規則」があります。

条例・規則の全文は、区ホームページでご覧になれます。

<https://www.city.minato.tokyo.jp/>

詳しくは、みなとリサイクル清掃事務所 ☎ 03（3450）8025



2 3つのR

循環型社会形成のための主な手段は 3R です。

3つのRの中でも、一人ひとりがごみを出さないこと（**Reduce**:リデュース）、繰り返し使うこと（**Reuse**:リユース）によりごみの量を減らすことを優先に実行しなければなりません。それでも出てしまう廃棄物を可能な限り資源として再生利用（**Recycle**:リサイクル）します。

そして、最後に残ったどうしても使えないものだけをごみとして適正に分別して排出します。

循環型社会を実現するための3つの「R」。みなさんも今日から実践してみませんか？



① Reduce（リデュース）「発生抑制」

1つめの「R」、Reduce（リデュース）とは、ごみを出さないこと。

みなさん、リサイクルにまわせば、ごみの量を減らせると思っていませんか？もちろんリサイクルは大切ですが、まずは、毎日の生活でごみを出さない工夫をすること、それこそが一番重要です。

★余分なものは買わないようにしましょう。

食品は量り売りや、ばら売りで本当に自分に必要な分だけを買うようにしましょう。

★マイバッグを持って買い物に出かけましょう。

買い物の時にお店でくれる袋や包装紙などは、家に帰れば、ごみになってしまうことが多いです。自分の袋を持っていき、余分な包装は断りましょう。

★マイボトルを持参しましょう。

お気に入りのマイボトルやタンブラーを持ち歩くことで、ペットボトルなどのプラスチック削減につながります。



② Reuse（リユース）「再使用」

2つめの「R」、Reuse（リユース）とは、ものを大切に、繰り返し使うこと。

★不用になった物は捨てないで、フリーマーケット、リサイクルショップを利用しましょう。

★区では、子ども服の交換会（リユース♡♡ブリッジ）や家具のリサイクル展を開催しています。



③ Recycle（リサイクル）「再生利用」

3つめの「R」、Recycle（リサイクル）とは、再び資源として利用すること。

★町会などの集団回収に参加しましょう。詳しくはP.18を参照してください

★資源プラスチック・資源（古紙、びん、缶、ペットボトル）を適正に分別して出しましょう。

★再生品を利用しましょう。



3 普及・啓発活動

区では、ごみを減らしてリサイクルを進めるための様々な普及・啓発活動を行っています。

①港区 3R 推進行動会議

区民、事業者、区が協働・連携して、循環型社会の形成に向けた取組を進めるために平成 18 年に「港区 3R 推進行動会議」を設置しました。同会議は区内のごみの減量やリサイクルの推進のため、3R（リデュース・リユース・リサイクル）に関する様々な取組を実施しています。

〈令和 5 年度実績〉

3R 推進行動会議 4 回

- ・区民向け学習会
- ・パネル展示会
- ・3R イベントの開催



パネル展示会



リユース♡ブリッジ(子ども服等の交換会)



段ボールコンポスト出前講座

②リユース食器の無料貸出し

区では、地域のお祭りやイベントで消費されるプラスチックなどのワンウェイ容器の削減のため、リユース食器を無料で貸し出しています。港区内に活動拠点がある町会・自治会・学校・事業者・各種団体等が主催するイベントにご利用いただけます。



皿 M



皿 S



おわん



どんぶり M

貸し出しているリユース食器は、耐熱のプラスチック性で、軽く耐久性に優れています。使用後の洗浄は不要です。

使用計画書の提出は、2月21日から3月31日まで（年間計画締切後は、予算の範囲内での随時受付となります）。マニュアル、使用計画書等は区ホームページからダウンロードできます。

詳しくはみなとリサイクル清掃事務所までご相談ください。

〈令和 5 年度実績〉 8 回

※衛生上の観点から「使いまわし」は出来ません。

③リユース食器のレンタル費用補助

区では、区内のイベント時のごみの削減と来場者に対するリユース意識の醸成・向上を目的として、リユース食器の利用費の一部を補助する事業を実施しています。

対 象 以下の3条件を満たすイベントを主催する団体（事業者、商店会等、これらにより組織される実行委員会等）を対象とします。

- （１）団体が主催するイベントが区内で行われること。
- （２）参加者を広く募集し、区民が参加申込又は参加できるイベントであること。
- （３）リユース食器を合計100個以上借用するイベントであること。

補助金額 リユース食器レンタル費用と諸費用の合計額（税込）の2分の1（100円未満切り捨て）を補助します。補助上限は5万円です。

④エコライフ・フェア MINATO

港区が環境に関する意識の向上や、環境にやさしい暮らしの実践を広く呼びかける目的で、毎年開催しているイベントです。

みなとリサイクル清掃事務所も出展し、3Rに関するパネル展示を行うほか、資源回収などを行っています。

〈令和5年度実績〉

開 催 日 令和5年5月20日（土）

会 場 港区立有栖川宮記念公園

参加団体 26団体

入場者数 約3,400人



★★エコル豆知識

イベント等での古着・布団・廃食用油・使用済み小型家電製品の資源回収

家庭で不用になった古着（衣類）・布団や廃食用油等は有用な資源であることから、区では、3Rを推進していくためにイベント等において資源回収を実施しています。

実施日などは、事前に「広報みなと」や区ホームページでお知らせします。

古着、廃食用油、使用済み小型家電製品については、拠点回収（P.12）も行っています。



区内におけるイベントでの資源回収量

年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
古着	総回収量	341	0	0	0	0
	実施回数	2回	0回	0回	0回	0回
廃食用油	総回収量	16	0	0	20	19
	実施回数	2回	0回	0回	1回	1回
使用済み小型家電製品	総回収量	30	0	0	2	8
	実施回数	2回	0回	0回	1回	1回
布団	総回収量	144	0	0	25	30
	実施回数	2回	0回	0回	1回	1回

（単位：kg）

⑤フードドライブ

まだ食べられる「未利用食品」を捨てないでください！食品ロス削減のため、フードドライブをご利用ください。

フードドライブとは、家庭で余っている未利用食品を集め、食品を必要としている人にフードバンク等を通じて寄付する活動です。港区では、フードドライブで集めた食品を、港区生活・就労支援センター、港区子ども食堂ネットワークおよびNPO法人（フードバンク）に提供しています。

集める食品の条件

- ・包装や外装が破損していないもの
- ・生鮮食品以外のもの
- ・未開封のもの
- ・びん詰でないもの
- ・みりん、料理酒（飲用の酒類を除く）
- ・説明に日本語表記があるもの（アレルギー等の確認のため）
- ・賞味期限の記載があり、2か月以上先のもの（米・塩等を除く）

次の食品が喜ばれます

米（精米してから2年以内）、パスタ、食用油、調味料（醤油、味噌、砂糖等）、インスタント食品、レトルト食品、缶詰（肉、魚、野菜、果物等）

そ の 他 ・窓口へ直接お持ち下さい。

フードドライブ食品受付場所

受付設置場所	受付時間	休館日
芝地区総合支所 2F 協働推進係 (芝公園 1-5-25)	午前 8:30 ～ 午後 5:00	土・日曜、祝日、年末年始
麻布地区総合支所 1F 協働推進係 (六本木 5-16-45)		
赤坂地区総合支所 2F 協働推進係 (赤坂 4-18-13)		
高輪地区総合支所 4F 協働推進係 (高輪 1-16-25)		
芝浦港南地区総合支所 1F 協働推進係 (芝浦 1-16-1)		
台場分室 2F (台場 1-5-1 台場コミュニティーぶらざ内)		
みなとリサイクル清掃事務所 2F (港南 3-9-59)	月～土 午前 9:00 ～ 午後 9:30 日 午前 9:00 ～ 午後 5:00	日曜、年末年始
白金台いきいきプラザ 1F 受付 (白金台 4-8-5) ※		年末年始、臨時休館日
がん在宅緩和ケア支援センター (白金台 4-6-2 ゆかしの杜 5F 受付)	月～金 午前 10:00 ～ 午後 8:30 土 午前 10:00 ～ 午後 4:30	日曜、祝日、年末年始
エコプラザ 1F 受付 (浜松町 1-13-1)	午前 9:30 ～ 午後 8:00	毎月第4月曜（※祝日の場合は、翌日火曜が休館日となります）、年末年始

※白金台いきいきプラザは、大規模改修工事に伴い、令和6年9月1日～令和8年6月30日（予定）の間、受付を休止します。

⑥環境学習

区の清掃事業を理解してもらうため、幼稚園・保育園や小・中学校及び町会・自治会や自主グループの勉強会に、区の職員を派遣しています。

★★エコル豆知識

ごみやリサイクルについての話を聞きたい

地域のみなさんの会合などに職員が行き、お話をしたり、質問にお答えしたりします。また、保育園や幼稚園、小・中学校にも職員を派遣していますので、お気軽にご相談ください。

詳しくは、みなとリサイクル清掃事務所までお問い合わせください。

☎ 03 (3450) 8025



★★エコル豆知識

カッティングカー『みえる号』 出動中！

「みえる号」という、内部のしくみを見ることができ
る清掃車があることをご存知ですか？「みえる号」
とは、公募で決まった愛称です。みえる号は、清掃に
関する普及啓発のため、清掃車にごみを積み込む実演
や、清掃車のしくみなどを紹介します。環境とごみを
考える授業や環境学習、イベントなどにぜひ呼んでく
ださい。



⑦「資源とごみの分別ガイドブック」の発行

ごみの排出実態を踏まえて、分別の必要性や正しい分別方法、ごみ出しのマナーなどをお知らせし、毎日の生活の中で役立ててもらうために、「資源とごみの分別ガイドブック」を発行しています。（日本語版の他、英語版、ハングル版、中国語版があります）



⑧年代別リーフレットの作成

ごみの減量とリサイクルについて知ってもらうため、小学校低学年（1～3年）、高学年（4～6年）、中学生の各年代に応じた内容で、電子ファイルのリーフレットを作成しています。

⑨マイバッグの利用促進

Reduce（ごみの発生抑制）を一人ひとりに考えてもらうきっかけとして、買い物時に持参することで、レジ袋や包装を削減することができるマイバッグの利用を啓発しています。レジ袋を使用しないエコショップを利用したり、マイバックを持参して環境に配慮した消費行動を行いましょう。



★★エコル豆知識



プラスチックは、軽くて丈夫で、いろいろな形に変えられるため、私たちの生活に深く浸透しています。近年、海に流れ出したプラスチックが環境に影響を与えることが問題になっています。

港区では、区としてプラスチック問題に取り組むため、「港区役所『使い捨てプラスチック』削減方針」を定め、区役所から排出される「使い捨てプラスチック」の排出ゼロを目指しています。

港区役所「使い捨てプラスチック」削減方針

区は、事務事業及び施設管理における「使い捨てプラスチック」の排出ゼロを実現するため、全庁を挙げて以下の取組を徹底します。

- 1 会議やイベントでは、ペットボトル、プラスチック製のストロー、カップなどは使用しません。
- 2 イベントでは、プラスチックを用いた啓発品は配布せず、包装も省略します。
- 3 イベントでの飲食に使用する食器は、プラスチック製品から、リユース食器や紙製品など代替製品へ切り替えます。
- 4 施設内のペットボトル飲料の自動販売機は、缶飲料、カートカン飲料又はカップ式の自動販売機に切り替えます。
- 5 庁舎内のコンビニ、売店等でのレジ袋の配布を取り止め、プラスチック製包装等の使用を抑制します。

みなとリサイクル清掃事務所では、「使い捨てプラスチック」の発生抑制・ポイ捨てによる海洋流出の防止という観点から、海洋プラスチック啓発パネルの作製や清掃車両のラッピング、リユース食器の貸出しやレンタル費用の助成等、「プラスチック・スマート×Minato Action」として、様々な取組を実施し、普及啓発しています。



清掃車両のラッピング



リユース食器

⑩家具のリサイクル展

良質な木製家具等を廉価で販売！家具のリサイクル展を開催しています

港区では、家具のリユース（再使用）による粗大ごみの減量と資源の有効活用の促進を図るため、区内の一般家庭で不用となった木製家具を査定のうち、状態が良いものについては無料で引き取っています。

引き取った木製家具は、簡易な清掃をした後、家具のリサイクル展会場で展示し、有料で販売しています。
※木製家具の購入はどなたでも可能で、1回につき1世帯2点までです。

木製家具のサイズと品質に応じて価格を設定し、販売しています。（運搬料は自己負担）



家庭で不用となった良質な木製家具は無料で引き取ります

【申し込み方法】

必ず木製家具の査定が必要になります。査定日は事前予約となりますので、下記の「家具のリサイクル展事務室」までご連絡ください。

なお、査定の結果、無料回収ができない場合がありますのでご了承ください。

また、以下の場合は引き取りをお断りしております。

- ・3階以上でエレベーターがない場合
- ・そのままでは玄関から出せない場合
- ・道幅が狭く、引き取り車両が侵入できない場合
- ・その他引き取りに危険がともなう場合

展示品を見に行きたい！購入したい！

【家具のリサイクル展会場】

開催場所 港資源化センター 2 階（港区港南 5-7-1、港清掃工場敷地内）

開催時間 午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分

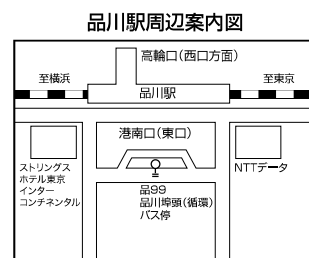
休 館 日 日曜日、毎月第 3 木曜日、年末年始（12 月 28 日～1 月 3 日）

交 通 都バス（品 99）品川埠頭循環 品川駅港南口発→品川埠頭バス停下車 徒歩 1 分

※駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。

【査定の申し込み・問い合わせ先】

家具のリサイクル展事務室 ☎03(3472)8186



木製家具の写真を掲載しています

みんなと 3R ホームページ上で、展示中の木製家具の写真を掲載しています。ぜひご覧いただき、家具のリサイクル展にお越しください。※電話での取り置きはできません。また、掲載中の木製家具も売り切れている場合があります。予めご了承ください。



⑪家庭用生ごみ処理機等購入費の助成

港区では生ごみの減量化とリサイクル推進のため、家庭用生ごみ処理機等の購入費用の一部助成を行っています。

〈令和5年度実績〉 145件

〔対象世帯（次の要件すべてを満たす世帯）〕

- ①区内に住民登録を有すること。
- ②生ごみ処理機等を購入し、購入日から6か月以上区内で継続して使用できること。
- ③過去3年以内にこの助成金の交付を受けたことがないこと。
- ④助成金の交付申請時において、生ごみ処理機等を購入した日から3か月を経過していないこと。

〔助成金額〕

1台の本体購入費用（消費税込み）の2分の1（100円未満切捨て） 限度額20,000円（1世帯につき1台）

〔対象機種〕

家庭用生ごみ処理機、コンポスト容器

※ディスポーザー式のものについては、東京都が設置を認めているもので、固液分離機能（水分と固形物を分離し、水分のみを排出するタイプ）及び生ごみ処理機能（生ごみを家庭内で乾燥等により減量、リサイクルできるタイプ）を備えた機種を助成対象としています。

〔申請に必要な書類〕

申請書、領収書原本

※申請書は港区ホームページからもダウンロードできます

〔その他〕

個人が購入した場合に限ります。

要件などの詳細については、ご購入する前にみなとリサイクル清掃事務所にお問い合わせいただくか、区の公式ホームページをご覧ください。

予算の範囲内での申請受付順となります。申請年度の申請額の累計が予算額に達した時点で、助成を終了します。予めご了承ください。



⑫家庭用生ごみ処理機の貸出し

生ごみ処理機の効果等を体験したいという区民に、1世帯につき1台を無料で貸出ししています。

※貸出し期間は3か月以内

詳しくは、みなとリサイクル清掃事務所へ。

☎ 03 (3450) 8025

★★エコル豆知識

フリーマーケットに参加したい

フリーマーケットは、芝浦港南区民センター（前広場）と、台場区民センター（コミュニティーぷらざ広場）で開催しています。詳しくは、港区コミュニティ情報誌「キスポート」でお知らせしています。

詳しくは、芝浦港南区民センター ☎ 03 (3769) 8864

台場区民センター ☎ 03 (5500) 2355

<https://www.kissport.or.jp>（港区コミュニティ情報誌キスポートがご覧になれます。）

★★エコル豆知識

清掃協力会

港区には、区と区民のパイプ役としてごみの減量・リサイクルなど、清掃事業の普及啓発に努めている住民のみなさんの自主組織、清掃協力会があります。

麻布清掃協力会・・・麻布地区総合支所 ☎ 03 (5114) 8802

赤坂青山清掃協力会・・・赤坂地区総合支所 ☎ 03 (5413) 7272

詳しくは、上記の各総合支所協働推進課へお問い合わせください。



⑬ ^{さんまる}30・^{いちまる}10運動

外食での取組

宴会やパーティーでは、参加者同士がついつい話に夢中になり、食べ残しが多くなる傾向にあります。宴会時の「^{さんまる}30・^{いちまる}10運動」とは、開始後30分間と終了前の10分間は、料理をおいしく食べきること、食品ロスを減らす取り組みです。

- ・ 幹事の方は、宴会の始まりとお開きの際に、参加者に声掛けをしましょう。
- ・ お店を予約する際には、料理の量を事前に確認し、食べられる量のコースを選択するようにしましょう。
- ・ 料理を注文する際には、食べきれる量を注文するようにしましょう。

家庭での取組

毎月30日は、「冷蔵庫クリーンアップデー」とし、賞味期限や消費期限が近い食材を積極的に活用する日として、また、毎月10日は「もったいないクッキングデー」として、普段捨ててしまいがちな野菜の皮等を活用したり、余った料理を別の料理にリメイクしたりする日として、食品ロスの削減を目指します。

- ・ 食材のまとめ買いはできるだけ避け、必要なものを必要な分だけ購入しましょう。
- ・ 食材を使いきる調理法を実践しましょう。（例：大根の皮等も捨てずに活用する。）
- ・ 冷蔵庫や食品庫の中にある食材を、定期的にチェックしましょう。
- ・ 家庭のパーティーでは、食べきれる量を提供しましょう。



⑭ 食べきり強化月間

宴会等外食の機会や、家庭でのパーティー等で、食品ロスが多く発生する年末年始と歓送迎会シーズンを「食べきり強化月間」として位置づけ、「もったいない！料理は、残さずおいしく食べきましょう」をスローガンに、「^{さんまる}30・^{いちまる}10運動」に取り組みましょう。

「^{さんまる}30・^{いちまる}10運動」にご理解とご協力をお願いします。

【冬の陣（忘年会・新年会等の会食が多い年末年始）】12月16日～翌年1月15日

【春の陣（卒業式・入学式、歓送迎会シーズン）】3月16日～4月15日

★★エコル豆知識

港区では1年にどのくらいの食品ロスが出ているの？

食品ロスとは、食べられるのに捨てられてしまう食品のことを言います。国民1人あたり1日の食品ロス量はおにぎり1個に近い量（約103g）に相当します（※）。つまり、1年間の1人あたりの食品ロス量はおにぎり約365個分に相当するということです。これを令和6年4月1日現在の港区の人口に当てはめると、

$267,250 \text{ 人} \times 365 \text{ 個} = 97,546,250 \text{ 個}$

1年間におにぎり97,546,250個分、約10,047 tの食品ロスが港区から発生している計算になります。

※令和4年農林水産省の資料より

⑮港区食べきり協力店登録制度

港区内の飲食店・ホテル等で発生する生ごみを減らすために、「港区食べきり協力店登録制度」を平成28年度に開始しました。これは、食品ロスを減らす工夫に取り組む店舗を登録して、各店舗を利用する区民をはじめ、港区内の在勤者や観光客に食品ロスの削減を広く呼び掛けるものです。

本制度を活用することによって、お客様の食べ残しが減り、ごみの処理費用の節約につながります。また、お客様に食べ物の大切さを理解していただくための社会貢献ができるなど、店舗にもメリットがあります。

食べきり協力店登録制度については、みなとリサイクル清掃事務所までお問い合わせください。

食べきり協力店を募集しています

◎対象 港区内の飲食物を提供する飲食店・ホテル等

◎登録要件 食品ロスをはじめとした食品廃棄物を削減するため、以下の7つの要件のうち1つ以上に取り組む（予定も含む）店舗を食べきり協力店として登録します。

小盛りメニュー等の導入

- （例）・ご飯や料理の量の調整
- ・小盛メニューやハーフサイズメニュー等の実施

食べ残しを減らすための案内

- （例）・注文時に適量メニューの案内
- ・苦手食材の切り替えの案内
- ・宴会終了前の食べきりタイムの推奨

食べ残し削減に向けた啓発活動

- （例）・食べきりに関するポスター掲示・卓上POPの設置
- ・メニューでの食べ残し削減

食品リサイクルの取組

- （例）・食べ残しや調理残渣のリサイクル（廃食用油のみのリサイクルは除く）

フードシェアリングアプリの活用

- （例）・余った食品を売り切ることで、経費の節約と食品ロスの削減につながります。

フードバンクへの食品の提供

- （例）・余った食品を活用して、直接、社会福祉に貢献できます。

その他の食べ残しを減らすための工夫

- （例）・料理を食べきった際に、顧客への割引やクーポン券の発行

◎申し込み方法 「港区食べきり協力店登録（変更）申請書」を直接、郵送又はFAXでみなとリサイクル清掃事務所へご提出ください。申請書は、港区ホームページからダウンロードできます。



港区食べきり協力店

⑩みなとエコショップ認定店を募集しています！

ごみの減量・資源化に積極的に取り組む区内の小売店を、「みなとエコショップ」として認定しています。認定期間中は、「店舗紹介」や「ごみの減量・資源化の取組内容」を港区ホームページに掲載、パネル展示会で紹介するなど、区民のみなさんに「みなとエコショップ」を積極的に利用していただくようPRしています。

認定の要件

売り場面積 1,000 平方メートル未満の小売店舗で、次に掲げる要件のうち、2つ以上実施している店舗をみなとエコショップとして認定します。

- (1) 簡易包装の推進
- (2) 販売商品が故障した場合の修理及び下取りの推進
- (3) 再生品、環境に配慮した商品等の販売促進
- (4) 店頭での資源回収の推進
- (5) ごみ減量化等に関する情報発信の推進
- (6) 店舗内でのごみの減量及びリサイクルの推進
- (7) 食品ロス・食品廃棄物を削減する取組

※認定に当たっては、区職員が店舗を訪問し、取組内容を確認させていただきます。



認定ステッカー

認定期間 2年間

※ただし、初回の申請は、認定日から翌年度末日までを認定期間とします。その後は、2年毎に更新手続きをしていただくことで、継続して「みなとエコショップ」として認定します。

申し込み方法

「みなとエコショップ認定申請書（新規・更新）」を直接、郵送又はFAXでみなとリサイクル清掃事務所へご提出ください。申請書は、港区ホームページからダウンロードできます。

みなとエコショップ



問い合わせ 港区食べきり協力店・みなとエコショップについて…みなとリサイクル清掃事務所
☎ 03 (3450) 8025

「みなとエコショップ」・「港区食べきり協力店」で買い物や飲食をして、環境行動ポイントをためよう！

区では、節電・省エネ・環境イベントへの参加等を通じて家庭における環境にやさしい行動を応援する「みなとエコチャレンジ」を実施しています。

「みなとエコショップ・港区食べきり協力店」で買い物や飲食をするだけで、みなとエコチャレンジの環境行動ポイントがたまります。ぜひ、みなとエコチャレンジにご参加ください。

※みなとエコチャレンジの詳細は、以下のホームページをご覧ください。

みなとエコチャレンジ



問い合わせ 環境課地球環境係 ☎ 03 (3578) 2498

★★エコル豆知識

令和6年度ごみ減量優良事業者等・みなとエコショップ・食べきり協力店・優良集積所等を表彰しました

区では、循環型社会の形成に向けて、ごみの減量・資源化に積極的に取り組んでいる事業者、店舗及び資源・ごみの集積所を管理する区民・団体を表彰し、その取組を広く紹介しています。

令和6年度は7の事業者・小売店・飲食店・団体及び区民のみなさんを表彰しました。

※各事業者、店舗・団体及び区民の取組内容は港区ホームページ等で紹介しています。

●ごみ減量優良事業者等表彰（1事業者）

港区には、事業用大規模建築物（延床面積1,000㎡以上）が多く立地し、そこから排出されるごみ量は区全体のごみ量の多くを占めています。そこで区では事業者による自主的な取組を促すために、①ミックスペーパーリサイクル ②社員やテナントに対する継続的な啓発 ③独自の優れた取組など、事業系ごみの減量と資源の再利用に積極的に取り組み、顕著な実績を上げるなど、模範的な取組を行っている次の1事業者を港区ごみ減量優良事業者として表彰しました。

建築物名称	所在地	備考
JAF関東本部・東京支部KTビル	芝2-2-17	1,000㎡以上5,000㎡未満の事業用大規模建築物

●みなとエコショップ表彰（ごみ減量優良エコショップ1店舗）

簡易包装の推進、環境に配慮した商品等の販売、食品ロス削減の取組など、ごみの減量・資源化に積極的に取り組む区内の小売店舗（売り場面積1,000㎡未満）を、「みなとエコショップ」として認定し、認定店の中から顕著な取組を実施している次の1店舗を「港区ごみ減量優良エコショップ」として表彰しました。

店舗名称	所在地	業種
Off coffee stand	南青山1-10-3	飲食業

●優良食べきり協力店表彰（3店舗）

小盛メニュー等の導入、食べ残しを減らすための呼びかけ、食品リサイクルの実施など、食べ残し等の削減に取り組む飲食店、宿泊施設等を「港区食べきり協力店」として登録し、登録店の中から顕著な取組を実施している次の3店舗を「港区優良食べきり協力店」として表彰しました。

店舗名称	所在地	業種	備考
大越	東麻布3-4-17	洋食	小規模部門
HARMONIA	南麻布1-6-5 麻布十番ハルモニアビル1F	カフェ	小規模部門
ザ・モメンタム・バイ・ポルシェ	東新橋1-5-2 汐留シティセンター1F	イタリアン	大規模部門

※50音順（小規模部門・大規模部門別）

●優良集積所等表彰（2か所）

資源・ごみ集積所または集合住宅の保管場所の管理において、①ごみ出しルールの徹底、②資源の集団回収、③収集後の集積所・保管場所の清掃等、ごみの減量・資源化や地域環境の美化等に積極的に取り組んでいる次の2団体を表彰しました。

名 称
セントラル第2青山 Team Clean
レック芝公園管理組合

※50音順

第6章 今後の港区の清掃事業

港区一般廃棄物処理基本計画（第3次）

計画の概要

一般廃棄物処理基本計画とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、区市町村が長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ・生活排水処理の推進を図るための基本的な方針として定めるものであり、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画から構成されます。

廃棄物・資源循環分野においては、近年SDGsの実現に向けた動きの加速化、食品ロス・プラスチック問題への対応等、より一層のごみ減量・資源化に向けた取組や、頻発する豪雨災害や首都直下地震等の自然災害への備えの充実、ICT技術を活用した清掃事業における利便性向上が求められています。また、新型コロナウイルス感染症による廃棄物行政への影響を注意深く観察し、人口動向や財政状況に応じて、優先的・重点的に取り組むべき課題を見極めた上で柔軟に対応していくことが必要です。

「港区一般廃棄物処理基本計画（第3次）」（以下「本計画」という。）は、区のこれまでの取組に加え、廃棄物行政を取り巻く環境の変化や新たな課題を踏まえるとともに、「食品ロスの削減の推進に関する法律」に定める食品ロス削減推進計画を包含して策定しました。



計画期間

本計画は、上位計画に当たる「港区環境基本計画」等の計画期間との整合を図りながら施策を展開していくため、令和3（2021）年度から令和14（2032）年度までの12年計画として策定し、中間年度に当たる令和8（2026）年度に中間の見直しを行います。

	中間見直し						最終目標年度					
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
第3次計画 (令和3年度～令和14年度)			必要に応じて見直し						必要に応じて見直し			
	令和3年度～			令和8年度			令和9年度～			令和14年度		

基本理念

環境に配慮した持続可能な社会をめざして、循環型社会・低炭素社会形成への統合的な取組を、区民・事業者とともに推進します



数値目標

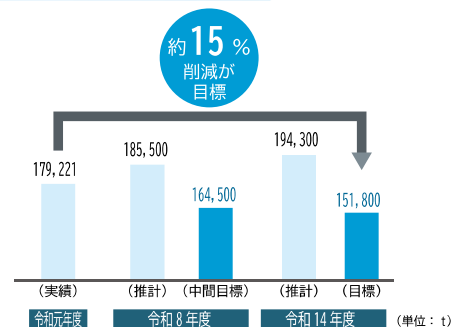
		単位	実績値	目標値	
			(令和元年度)	中間年度 (令和8年度)	最終年度 (令和14年度)
1 総排出量	年間量	t/年	179,221	164,500	151,800
	一人1日当たりの量	g/人・日	1,880.6	1,583	1,313
2 区収集可燃ごみ量	年間量	t/年	50,665	41,300	33,200
	一人1日当たりの量	g/人・日	531.6	397	287
3 可燃ごみへの資源混入割合		%	25.7	24	21
4 食品ロス発生量	年間量	t/年	5,287	3,800	2,600
	一人1日当たりの量	g/人・日	55.5	37	22
5 プラスチック排出量	年間量	t/年	12,658	12,100	11,600
	一人1日当たりの量	g/人・日	132.8	116	101
6 資源化率		%	29.3	40	50
7 資源回収量	年間量	t/年	22,353	30,100	36,700
	一人1日当たりの量	g/人・日	234.6	289	317
8 集団回収による資源回収量	年間量	t/年	5,643	6,800	7,700
	一人1日当たりの量	g/人・日	59.2	65	67
9 ごみと資源の分別状況		%	39.7	53	65
10 持込ごみ量		t/年	103,020	90,100	79,000
11 再利用計画書上の再利用率		%	紙類: 60.0 厨芥類: 14.0	紙類: 66 厨芥類: 20	紙類: 72 厨芥類: 25
12 温室効果ガスの排出量		t-CO ₂ /年	22,372	18,300	14,900

主な目標ピックアップ

総排出量

区収集ごみ量と持込ごみ量と資源回収量の合計で、一般廃棄物処理基本計画の根幹をなす指標です。区民・事業者を含めた区全体でのごみの減量・資源化に関わる取組について進捗を確認し、その成果を総合的に管理します。

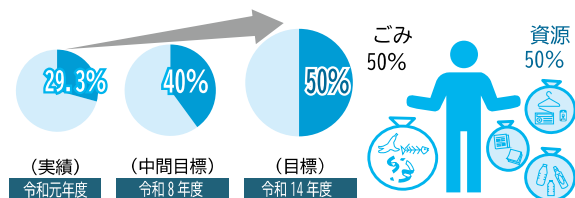
令和元（2019）年度実績179,221tを、令和14（2032）年度には151,800tと約15%の削減を目標とします。



資源化率

資源回収量を区収集ごみ量と資源回収量の合計で除して得られる割合で、家庭でのごみの減量・資源化に関わる取組の成果を示す指標です。

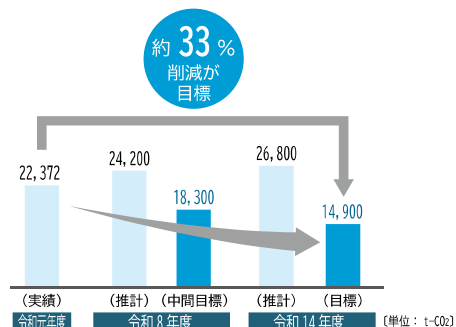
区では更なる資源化率の向上をめざし、令和14（2032）年度に資源化率50%を目標とします。



温室効果ガスの排出量

可燃ごみ焼却に伴うメタン（CH₄）・一酸化二窒素（N₂O）の排出量を二酸化炭素相当量に換算した数値と、プラスチック焼却に伴う二酸化炭素（CO₂）の排出量を合計した値で、区の廃棄物事業における低炭素社会の実現に向けた取組の成果を示す指標です。

令和元（2019）年度実績22,372t-CO₂、令和14（2032）年度には14,900t-CO₂と約33%の削減を目標とします。



✓ 目標実現に向けて一人ひとりが行動しましょう！

区民の行動のめやす

- 👉 ごみとなるものを減らすため、必要なものを必要な分だけ買いましょう。
- 👉 区収集ごみの大半を占める可燃ごみには、再利用できる資源が約26%混入していますので、分別を徹底しましょう。
- 紙箱や包装紙、封筒などは、紙袋にまとめて「古紙」の回収日に出しましょう。



令和元年度の
可燃ごみ量は
一人1日当たり **531.6g**

- 弁当・惣菜などのプラスチック容器は軽く汚れを落としてから、「資源プラスチック」の回収日に出しましょう



令和元年度の
プラスチック排出量は
一人1日当たり **132.8g**

- 買い物前に食品の在庫を確認し、買いすぎないようにしましょう。
- 食べきれない未利用食品は、フードドライブを活用しましょう。

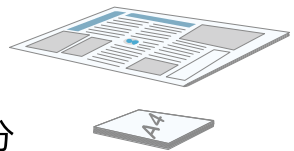


令和元年度の
食品ロス発生量は
一人1日当たり **55.5g**

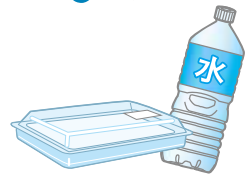
12年間で達成する目標量のめやす (令和14年度)

一人ひとりが正しく分別すれば、
総排出量や温室効果ガスの削減
につながり、資源化が進みます。

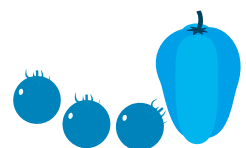
可燃ごみ量は
一人1日当たり **244.6g** 減らします
新聞紙朝刊なら
約1日分
A4用紙なら
約60枚分



プラスチック排出量は
一人1日当たり **31.8g** 減らします
2Lペットボトルなら
容器約1本分
蓋つきパスタ容器なら
約1個分



食品ロス発生量は
一人1日当たり **33.5g** 減らします
ミニトマトなら
約3個
ピーマンなら
約1個



事業者の行動のめやす

- 👉 ごみとなるものを減らすため、紙類や食品廃棄物の削減、プラスチックの使用を抑制しましょう。
- 👉 資源とごみを適正に分別し、資源の再利用を進めましょう。
- 👉 環境負荷の少ない素材への切替えや製品の開発、利用を促進しましょう。



令和元年度の
再利用計画書上の再利用率は
紙類 : **60%**
厨芥(生ごみ)類 : **14%**

大規模建築物の再利用率を

紙類は **12ポイント**
厨芥(生ごみ)類は **11ポイント**
上昇させます

取組例

- ・シュレッダー等の紙類の再資源化やペーパーレス化
- ・店舗等の厨芥ごみの発生抑制や再資源化
- ・プラスチックの使用や過剰包装の抑制

✓ 重点的に取り組む施策

1 事業系ごみの発生抑制

- 大規模建築物の所有者の義務の徹底
- テナントの主体的な取組の促進
- 民間収集への移行促進



5 持続可能な集団回収制度の構築

- 集団回収実践団体に対する報奨金の見直し
- 古紙価格の変動に対応した回収業者への支援
- 回収業者登録制度の創設



2 プラスチックの使用抑制と資源循環

- 海洋プラスチック問題の普及・啓発
- 事業者によるリサイクルの高度化・代替製品開発の支援
- レジ袋の削減とマイバッグの利用促進
- ペットボトルの削減とマイボトルの利用促進
- リユース食器等の利用促進
- 使い捨てプラスチック削減に向けた区の率先した取組
- 排出袋の改善
- 拡大生産者責任の強化



6 安全・安心・便利な清掃事業の運営と収集サービスの改善

- 戸別訪問収集・粗大ごみ運び出しの対象拡大
- 夏季の早朝収集
- 危険物等の適正排出の強化
- 繁華街におけるマナー啓発
- 各種手続のICT化推進
- 粗大ごみ収集の待ち時間短縮
- みなとりサイクル清掃事務所作業連絡所の改築
- 港資源化センターの設備更新・長寿命化



3 食品ロスの削減

- フードドライブの拡大
- 大学等教育機関との連携
- 食べきり協力店の拡充と表彰制度の創設
- 食品ロス削減月間と食品ロス削減の日における普及・啓発



7 災害等への対応力の向上

- 災害廃棄物処理計画の策定
- 台風・降雪時の収集体制の確保
- 感染拡大期における業務継続
- 清掃職員の作業着・保護具の安全性向上



4 資源回収の拡大

- 古着の拠点回収の拡大
- 陶磁器・ガラス類の資源回収
- その他再生可能紙の資源回収促進
- マンションとの協働による資源回収の拡大
- 家具のリサイクル展の充実



8 効果的な普及・啓発と環境学習の充実

- ごみの減量・分別の徹底に向けた情報発信
- 清掃協力団体との連携強化
- 次世代を担う環境人材の育成
- 排出実態調査の拡充



令和3（2021）年3月6日
「考えよう。海洋プラスチック問題」講演の様子

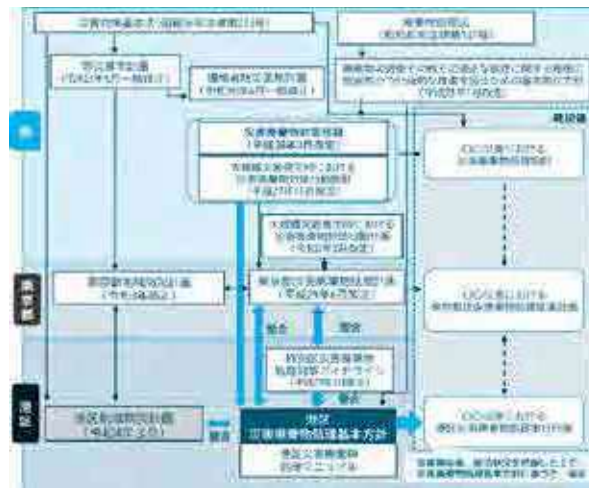
港区災害廃棄物処理基本方針

1 基本方針策定の背景・目的

- 近年、自然災害が多発・激甚化しており、全国各地で大規模地震や集中豪雨により膨大な災害廃棄物が発生している状況です。
- 国は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部改正（平成27年施行）、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「廃棄物処理基本方針」といいます。）の改定（平成28年1月）、災害廃棄物対策指針（以下「指針」といいます。）の改定（平成30年3月）等、自治体における災害対応力強化のための取組を進めており、東京都においても東京都災害廃棄物処理計画（平成29年6月）を策定しています。
- 他方、災害時に発生する大量の損壊家屋等（コンクリートがら、木くずなど）や片付けごみの処理を適正かつ円滑・迅速に進める必要がありますが、港区の特性を考慮すると停電等に伴う中高層階居住者のごみ出し等への影響が想定されるほか、区内には面積の広い空地が少なく、災害廃棄物の仮置場の確保・設置等も大きな課題です。
- 災害時に発生する災害廃棄物は、種々の廃棄物が混合した処理しづらい性状のものが一時に大量に発生すること、人の健康又は生活環境に重大な影響を生じさせるおそれがあること、仮置場における火災発生のおそれがあること、処理が停滞することで感染症発生のおそれがあること等から、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止する観点から、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理しなければなりません。
- 以上のことから、復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することを目的として、国の廃棄物処理基本方針における地方公共団体の災害廃棄物処理計画に当たる「港区災害廃棄物処理基本方針」（以下「本基本方針」といいます。）を策定します。

2 基本方針の位置付け

- 本基本方針の位置付けは以下に示すとおりで、国の指針を踏まえ、「東京都災害廃棄物処理計画」、「港区地域防災計画」（令和4年3月修正、港区防災会議）等との関連計画と整合を図りつつ、災害廃棄物等の処理に関する基本的な考え方や処理方法を示すものです。



3 基本方針の対象

対象とする災害

- 区の地域に係る震災や風水害など、災害対策基本法第2条第1号に定める災害を対象とします。
- 「首都直下地震等による東京の被害想定」に基づき、区内の災害廃棄物の発生量を試算すると、最大約112万トン（コンクリートがら89万トン、木くず等23万トン）に上ると推計されます。

対象とする廃棄物

- 区民から排出される廃棄物（生活ごみ・避難所ごみ、し尿、片付けごみ、撤去ごみ）のほか、中小企業から排出された災害廃棄物で家庭等から排出された災害廃棄物と一体となって集積されたもの、区が独自に支援の対象とする小規模企業から排出された災害廃棄物等は、本基本方針及び「港区一般廃棄物処理計画（基本計画・実施計画）」に基づき、区が主体的に適正処理します。
※被災していない通常生活で排出される生活ごみを含みます。
- 事業所（区が支援対象とする小規模企業等を除きます。）から排出される事業系一般廃棄物及び産業廃棄物は、原則として事業者の自己処理責任により適正処理することとします。事業系一般廃棄物は、区による災害廃棄物の処理と並行して事業者による処理が行われるため、廃棄物処理施設等の体制に過大な負荷がかからないよう調整が必要であることなどから、本基本方針の対象とします。

4 災害廃棄物の処理方針

- 災害時においても、できる限り平時に近い状態で廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理し、公衆衛生と環境保全を確保するため、以下の処理方針を踏まえ、具体的な取組を進めます。

①適正かつ迅速な処理	⑤安全作業の確保
区民の生活再建の早期実現を図るため、時々刻々変化する状況に対応しながら、迅速な処理を行います。区は、処理期間を定め、広域での処理が必要な場合は、東京都と協力して周辺や広域での処理を進めます。	住宅地での撤去等の作業や仮置場での搬入、搬出作業において周辺住民や処理従事者の安全の確保を徹底します。
②リサイクルの推進	⑥経済性に配慮した処理
徹底した分別・選別により可能な限り再生利用を推進し、埋立処分量の削減を図ります。再資源化したものは復興資材として有効活用します。	公費を用いて処理を行う以上、最小の費用で最大の効果が見込める処理方法を選択します。
③環境に配慮した処理	⑦関係機関等との協力・連携
災害時も周辺環境に配慮し、適正処理を推進します。災害廃棄物処理に要する期間は長期に及ぶ可能性もあるため、可能な限り、脱炭素に配慮した処理を推進します。	早期の復旧・復興を図るため、国、東京都、他区市町村、東京二十三区清掃一部事務組合、関連機関・関係団体等と協力・連携して処理を推進します。
④衛生的な処理	
生活ごみや避難所ごみ、し尿の処理を最優先とします。災害廃棄物については、有害性や腐敗性を踏まえ、処理の優先度の高いものから迅速に撤去及び処理を進めます。	

5 各主体の役割

主体	主な役割
港区	● 東京二十三区清掃一部事務組合や東京都などと連携した主体的な災害廃棄物の収集・運搬の実施、仮置場の管理・運営
区民	● 廃棄物の排出段階での分別の徹底
排出事業者	● 事業場から排出される廃棄物の処理を行うとともに、東京都、区が実施する災害廃棄物処理への協力
東京二十三区清掃一部事務組合	● 一般廃棄物処理施設における災害廃棄物の中間処理 ● くみ取りし尿の処理（下水道投入等）
東京二十三区清掃協議会	● 廃棄物の収集・運搬に係る連絡調整、管理、執行
特別区災害廃棄物処理対策本部	● 二次仮置場、仮設処理施設などの共同設置等による地域一体の処理
東京都	● 災害廃棄物処理に関する技術的な支援や他道府県への広域処理の要請等
国（環境省）	● 災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)等による技術的な助言・支援
協力協定事業者等	● 災害廃棄物処理に係る必要資機材等の支援
災害ボランティア等	● 廃棄物処理の知見・能力を活かした災害廃棄物処理への協力
	● 区と連携した被災家屋の後片付け等の被災者支援

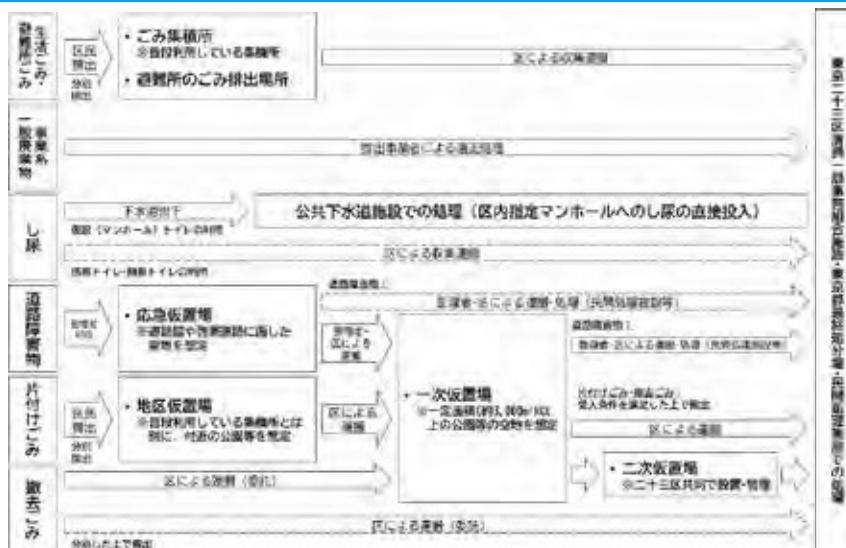
6 処理目標期間の設定

- 生活ごみ・避難所ごみ・し尿の収集運搬・処理を優先します。
- 早期の復旧・復興に向け、災害廃棄物の処理は可能な限り早期の完了を目指します。
- 処理目標期間は、災害の規模や災害廃棄物の発生量に応じて適切に設定しますが、大規模災害においても、発災から3か月以内を目標に街中からの片付けごみの撤去完了、発災から2年以内を目標に損壊家屋等の撤去等の完了を目指し、仮置場からの廃棄物の撤去も含めた目標処理完了期間を、発災から3年以内とします。

7 災害時の廃棄物処理の全体像



8 処理の流れ



9 組織体制

- 発災後は、下に示す組織体制を早期に確立し、庁内関係各課と連携して災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を推進します。
- 適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物処理を進めるため、関係行政機関だけでなく区民・災害ボランティア・事業者等も含め、関係主体との協力・連携体制を速やかに構築します。また、区が締結している各種協定に基づき、関係主体と連携を図りながら災害廃棄物の処理を推進します。
- 支援を受けるに当たり、人的・物的支援を受け入れるための受援体制を発災後早期に構築します。

港区における災害時の組織体制と各班の主な役割



10 廃棄物処理施設の復旧等

発災時の対応

- 発災後は東京二十三区清掃一部事務組合や東京都が管理する廃棄物処理施設の被災状況等を確認します。また、平時に作成した緊急対応マニュアルに基づき、区が管理する廃棄物処理施設等の被害状況も確認し、復旧工事が必要な場合はできるだけ早く再稼働します。

平時の対策

- 発災後に東京二十三区清掃一部事務組合や東京都等の関係主体と迅速に連絡を取ることができるよう、連絡先一覧の作成を行うほか、区が管理する廃棄物処理施設等の耐震化・浸水対策等を推進します。また、災害時にも処理が継続できるよう、非常用発電設備等の設置やマニュアルの作成等の対策も推進します。

11 各種廃棄物の災害時対応の詳細

- 廃棄物の処理に当たっては、分別や感染症対策を徹底した上で実施します。
- 各種廃棄物の災害時対応は、区職員が速やかに行動を起こせるよう、時系列に応じて対応事項をフロー化するとともに、対応の詳細（誰が、何を）を具体的に示しています。

生活ごみ・避難所ごみ

- 生活ごみや避難所ごみには、腐敗性のあるごみ（生ごみ等）が多く含まれるため、生活環境衛生上、最優先で対応が必要であることに加え、片付けごみ等の対応に注力するためには生活ごみ・避難所ごみの対応を軌道に乗せる必要があることから、発災後は生活ごみ・避難所ごみの収集運搬・処理を優先します。
- 平時と同様“ごみ集積所”を利用して収集運搬・処理を行い、避難所ごみは避難所での指定場所から収集運搬を行います。
- 高層マンションでは、停電等によりエレベーターが停止した場合、ごみ集積所にごみを排出することが困難な居住者が生じることが予想されるため、居住者間で助け合ってごみを排出するよう協力を求めます。

事業系一般廃棄物

- 原則、排出事業者の責任により適正処理を行います。ただし、生活環境保全上、支障が生じるおそれがある場合は区による収集運搬・処理も検討します。

し尿

- “下水道での処理”を原則とし、下水道に支障が生じた場合は携帯トイレ等により対応します。
- 下水道機能に支障が生じるなど、マンホールトイレ等による下水道処理が困難な場合は、携帯トイレ・簡易トイレ・仮設トイレ（くみ取り、マンホール等）等を利用して適切に対応し、発生するし尿は、区民生活に影響を及ぼすことがないよう、速やかに収集運搬・処理体制を確立し、適切に対応します。

片付けごみ・撤去ごみ等

- 損壊家屋等から排出される家財道具（片付けごみ）をはじめ災害廃棄物の分別区分や排出方法、収集頻度、仮置場の設置・運営等に関する情報については、区民・事業者及び災害ボランティアに正確な情報が伝わるよう、様々な手段を用いて速やかに周知・広報を行います。
- 道路障害物については、各道路管理者は協力協定を締結した関係業界等の協力を得て、路上から除去した道路障害物を“応急仮置場”に移動、その後一次仮置場に搬入し、処理施設等で適正に処理を行います。
- 片付けごみは“ごみ集積所”に排出せず、原則として発災後に設置する“地区仮置場”に可燃・不燃・粗大など分別排出し、区による収集運搬を行い、一次仮置場に搬入し、処理施設等で適正に処理を行います。
- 撤去ごみは分別をした上で、一次仮置場に搬入し、処理施設等で適正に処理を行います。解体・撤去は、原則として所有者が実施しますが、半壊以上の被害を受けた家屋、住居と併設の中小企業の店舗・事務所等及び区が独自に支援の対象とする小規模企業の店舗・事務所等については、所有者からの申請に基づき、区が撤去等を行います。

12 平時の取組

主な取組	概要
教育訓練・周知啓発	● 教育・訓練の定期的な実施等により災害対応力の向上を図るほか、区民・事業者に対しては、区の災害時の廃棄物処理対応への協力を求めます。
災害廃棄物処理基本方針の見直し	● 本基本方針の実効性を向上させるため、適宜、見直し・改定を行います。

さくいん

あ

一般廃棄物	45
埋立処分場	36,37
エコプラザ	37
エコライフ・フェア MINATO	52

か

家具のリサイクル展	6,56
カッティングカー「みえる号」	54
家庭ごみ	4
家庭用生ごみ処理機等購入費の助成	57
家庭用生ごみ処理機の貸出し	57
家電リサイクル受付センター	8
家電リサイクル法	8,48
環境学習	54
環境基本法	48
拠点回収	12,13,14,15,16,17
区では収集できないもの（処理困難物）	28
グリーン購入法	48
京浜島不燃ごみ処理センター	36
建設リサイクル法	48
小型家電の拠点回収	12,13,14
小型家電リサイクル法	48
戸別訪問収集	43
ごみ減量優良事業者等	61
ごみ分別アプリ	25

さ

3R 推進行動会議	51
産業廃棄物	45
30・10 運動	58
事業所から出る資源・ごみ	4
事業用大規模建築物	44
資源・ごみの回収・収集量	2
資源とごみの正しい分け方・出し方	19
資源とごみの流れ	33
資源とごみの分別ガイドブック	54
資源プラスチック	19,22,26
資源有効利用促進法	48
自動車リサイクル法	48
し尿	47
芝浦清掃作業所	35
集団回収	18
循環型社会	48
循環型社会形成推進基本法	48
浄化槽	47
小規模事業所のリサイクル	46
焼却灰	34
使用済み乾電池	12,13
使用済み蛍光灯	12,13,16
使用済み小型家電製品	12,13,14
食品リサイクル法	48
新海面処分場	37
新堀粗大ごみ中継所	36
清掃協力会	57
清掃事業にかかるコスト	41

清掃車両	40
早朝収集	42
粗大ごみ	5,9,11
粗大ごみ受付センター	6

た

大規模建築物の再利用対象物及び廃棄物保管場所の届出・指導	44
食べきり強化月間	58
中央防波堤外側埋立処分場	37
低炭素社会	48
手数料のかかるごみ	4
東京二十三区清掃一部事務組合	38
東京二十三区清掃協議会	38
陶磁器・ガラス類の拠点回収	12,13,16
動物の死体	44

な

年代別リーフレット	54
-----------	----

は

廃棄物管理責任者	45
廃棄物処理法	48
廃食用油	12,13,16
フードドライブ	53
プラスチック・スマート× Minato Action	55
フリーマーケット	57
古着の拠点回収	12,13,15,17
ふれあい指導	43
ペットボトルキャップのリサイクル	12
防鳥用ネット	42

ま

マイバッグの利用促進	54
3つのR	50
みなとエコ・オフィス町内会	46
みなとエコショップ	60,61
港区一般廃棄物処理基本計画	49,62,63,64,65
港区オフィスリサイクルシステム	46
港区災害廃棄物処理基本方針	49,66,67,68,69
港区食べきり協力店登録制度	59
港資源化センター	35,36
港清掃工場	35,36
みなとリサイクル清掃事務所	39

や

有料ごみ処理券	4
有料ごみ処理券取扱所	10,11
優良集積所等	61
容器包装リサイクル法	48

ら

リサイクル（再生利用）	50
リデュース（発生抑制）	50
リユース（再使用）	50
リユース食器	51,52

